



平成 23 年 10 月 13 日

各 位

会社名 株式会社ビックカメラ
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 宏幸
(コード番号：3048 東証一部)
問合せ先 取締役経営企画本部長 安部 徹
T E L 03-3987-8785

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 10 月 13 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 23 年 11 月 29 日開催予定の第 31 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

変更の理由は次のとおりであります。

当社定款第 32 条第 3 項にて規定する補欠監査役の選任決議が効力を有する期間を、会社法施行規則第 96 条第 3 項の規定に基づき、選任決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとするため、現行の条文を削除するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ③ <u>会社法第 329 条第 2 項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u>	(任期) 第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (削除)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成23年11月29日 (火曜日)

定款変更の効力発生日 平成23年11月29日 (火曜日)

以 上